

京都市教育委員会告示第4号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により、次の京都市立高等学校について通学区域の調整を行い、令和2年度第1学年入学者に適用する。

令和元年8月30日

京都市教育委員会

通学区域の調整を行う学校等	調 整 内 容
京都市立日吉ヶ丘高等学校	京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町を含む。ただし、左の学校ごとに20人以内
京都市立紫野高等学校 （アカデミア科に限る。）	

(教育委員会事務局指導部学校指導課)